高知市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴）請求等について

１　振込口座ついて

　　● 振込口座の債権者登録について

　　　　高知市への請求支払手続きを少しでも簡単・迅速・正確にするために債権者登録制度の活用をお願いしております。

　　振込口座は指定事業者(法人)名義の口座でお願いします。（役職名も全て同じで）

　　　　指定事業者(法人)名義以外の口座を債権者登録して振り込む場合は「受領委任」となり「委任状」が必要となります。

債権者登録については，出納課ホームページをご覧ください。

※　注意点

　・債権者登録に使用した印鑑を請求書に押印してください。

　　　　・ひとつの名義（法人名や事業所名）で一口座のみの登録なります。

　　　　・同じ法人・事業所でも名義が異なる場合は登録可能となります。

● 債権者登録されない場合

「振替依頼書兼振替済書」に必要事項を記入のうえ，請求書と一緒に提出してください。

２．請求書について

　　○「地域生活支援事業　請求書」にて翌月10日までに請求してください。

　　　請求書様式は高知市のホームページに掲載しております。

　　　地域生活支援事業の請求事務について→「請求書様式」（移動支援・日中一時・訪問入浴）

　　○自己負担のある方については，ほかのサービス（障害福祉サービス・障害児通所サービス）と

調整しますので，月末に請求書の修正をしていただく場合がありますので，ご了承ください。

　　　 請求書の「請求者」は地域生活支援事業所の指定事業者(法人)です。

　　　指定事業者(法人)以外で請求する場合は，請求委任となり「委任状」が必要となります。

３．委任状について

1. 請求委任の委任状　→　請求者が地域生活支援事業の指定事業者以外の場合
2. 受領委任の委任状　→　受領者（振込口座）が地域生活支援事業の指定事業者以外の場合
3. 請求・受領委任の委任状　→　請求者・受領者のどちらも地域生活支援事業の指定事業者以

外で，請求者と受領者が同じ場合

* 請求者と受領者が異なる場合は請求委任・受領委任の2つの委任状が必要
* 委任状については様式の規定はありませんが，参考様式をご活用ください。